

法律相談等

報酬の種類	弁護士報酬の額
初回市民法律 相談料	30 分ごとに 5000 円から1 万円の範囲内の一定額
一般法律相談料	30 分ごとに 5000 円から2 万5000 円以下 (専門 の場合)

民事事件

1. 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金	事件の経済的利益の額が300 万円以下の場合 8% 300 万円を超え3000 万円以下の場合 5%+9 万円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 3%+69 万円 3 億円を超える場合 2%+369 万円 ※着手金の最低額は10 万円	①
報酬金	事件の経済的利益の額が300 万円以下の場合 16% 300 万円を超え3000 万円以下の場合 10%+18 万円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 6%+138 万円 3 億円を超える場合 4%+738 万円	

2. 調停事件及び示談交渉事件

報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
着手金 報酬金	1 に準ずる。ただし、それぞれの額を3 分の2 に減額することができる。 ※示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，1 の2 分の1 ※着手金の最低額は10 万円	①

3. 遺言書作成

分類		弁護士報酬の額（手数料の額）
定型		10 万円から20 万円の範囲内の額
非定型	基本	経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 20 万円 300 万円を超え3000 万円以下の場合 1%+17 万円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 0.3%+38 万円 3 億円を超える場合 0.1%+98 万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合		上記の手数料に3 万円を加算する。

4. 遺言執行

分類		弁護士報酬の額（手数料の額）
基本		経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 30 万円 300 万円を超え3000 万円以下の場合 2%+24 万円 3000 万円を超え3 億円以下の場合 1%+54 万円 3 億円を超える場合 0.5%+204 万円
特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と受遺者との協議により定める額
遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。

備考

- ① 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

算定可能な場合の算定基準

- イ 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額
- ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額
- ホ 所有権 対象たる物の時価相当額
- ヘ 占有権，地上権，永小作権，賃貸権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
- ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額
建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 「ヘ」にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額
- リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ヌ 不動産についての所有権，地上権，永小作権，地役権，賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ，ヘ，チ及びリに準じた額
- ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- オ 共有物分割請求事件 対象となる特分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は特分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は特分の額
- ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割に対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額
- カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- コ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価相当額（担保権設定，仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）

算定不能な場合の算定基準

800万円とする。ただし、事件等の難易，軽重，手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

- ② 事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ，困難さ又は煩雑さが予想されず，委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって，起訴前については事実関係に争いがない情状事件，起訴後については公開法定数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く）をいう。

同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。

同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。

検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮したうえで、1による。

- ③ 半日（往復2時間を超え4時間まで）
- 一日（往復4時間を超える場合）